

香教組 第327回中央委員会 開催

組合としてのとりくみの前進を!



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

http://kakyoso.com/

委員長あいさつ

今年是非常に暑い夏でした。部活動でソフトテニス部を見ているのが大変でした。健康が大減しながら夏を乗り越えて2学期を頑張りたいものです。

- ・ 人事院勧告(裏面参照)
 - ・ 最低賃金
 - ・ 実質賃金の動向
 - ・ 福島原発のデブリ
 - ・ 教職員の病気休職者などについて触れました。
- そして、希望を持って働いている若い職員を辞めさせない、教職員を病気にさせない、とりくみなどに重点を置きながら、運動を進めていきたいとあいさつしました。

2023年度末人事異動

香教組は「希望と納得にもとづく人事異動」にとりくみ、各支部は組合員の要求の実現に向けて市町教委交渉・教育事務所交渉を、障害児学校支部は校長交渉を行いました。

概ね納得のいく人事異動でしたが、小豆島への異動ではアンケートなどから課題が示されました。
・ 1週間前に小豆島町の学校と
言われても具体的な学校名が分

香教組は、8月25日(日)にサンメッセ香川で「香教組第327回中央委員会」を開きました。2月の「香教組第100回定期大会」以降の社会や教育を取り巻く状況、それに対してとりくみや課題について話し合われました。

・ 異動させた側が交通手段や住所などについて責任を持つ必要がある。
・ 動かしやすい人を動かしているのではない。人事面談が役に立っていないのではない。
また、高松支部から次の指摘がありました。

- ・ 教育委員会の議決後発表して
いるというが、教育委員会で変更されることはほとんどない。
教育委員会にかける前に内示できないか。
- ・ 教育長に異動の希望調査票を
読んでいるかと聞くと読んでいると答えた。希望を把握しているのだから、希望通りにならなかった人には事前に納得を得られるようにするのが大事ではないか。



中央委員会の様子

情勢ととりくみ

香教組は、教育を取り巻く状況が厳しい中、子ども達の教育条件、教職員の待遇・権利の改善を求めてきました。

中央委員会では、全国的な情勢として、憲法と平和、子どもと教育、教職員の生活と権利をめぐり情勢の報告がありました。続けて、県内情勢と香教組のとりくみが報告されました。

教育に穴があく(教員未配置)、働き方改革、新たな研修制度、小学校高学年の教科担任制、IGAスクール構想、部活動の地域移行、特別支援教育、県教委交渉、大阪・関西万博、組織の拡大、他団体などとの共同などのとりくみの成果や課題が示されました。

県教委交渉では、香川県の教員採用試験を受ける講師の先生の勤務態様が年休から職免になりました。講師の先生を後押しする大きな成果です。

高松支部からは次の報告がありました。

- ・ 香小研・香中研、また教育会は任意団体であり、加入は本人の自由であることがはっきりした。夏期休業中、香小研の会に出なくてよくなった。
- ・ 1学期の始業式までに5日間の業務の日を取るということで、昨年より遅くなりゆとりができた。

・ Tコンパスという校務システムを使っているが、出席簿が紙の出席簿との併用だったのがT

コンパスだけになった。続いて、特別支援教育について発言がありました。

香川県では、知的障害教育校のマンモス化の問題は以前からあったが、最近子ども達のニーズの多様化で対応が複雑になっているケースが多くなってきた。しかし、それに対して教員不足も重なって子ども達の教育が十分にはできていないと感じる。

就学について、障害や特別支援教育の理解が深まり、保護者も高等部卒業後の就労に向けて早い段階から支援学校への入学を希望する人が増えていると感じる。しかし、支援学校と支援学級の教育課程は違うので、その内容を知った上でその子にあった学びの場を検討して欲しい。

近年、香川県の知的障害教育校では小学部の児童数が増えている傾向にあり、特に小さい年齢の子ども達には支援学校では身辺自立や個々のできることを増やすなど自立を目指した指導が主に行われている。支援学級では学習面、社会性などの学びも大切にされている。インクルーシブ教育が言われているが、場の共有だけではその子の学びが保障されないこともある。どの子どもも授業内容がわかり、学習に参加している実感や達成感を味わえる充実した時間を確保するためには、それぞれの学びの環境や条件整備が必要だと感じている。

この他、香教組の組織拡大につながる青年部の運動について方向性が示されました。

8月の最終週、「香川の教育をよくする県民会議」で4つの町教委の教育長と懇談を行いました。各町教委が与えられた教育予算の中で、今の子ども達のためにできることを考えてとりくんでいくことがわかりました。▼教員未配置にならないように、それまでいなかった町講師を新たに採用したところがありました。

人間関係や教員免許を持っている人の情報をもとに代替の先生を確保しても、今後については頭を悩ますと話してくれました。▼特別支援学級で人数が多い学級は特別な対応をしている。支援員を多くして、小学校1年生とか対応の必要な学級についている。SSWを町で複数人雇用しているなど、各町で工夫して努力されていました。▼給食費の無償化については市町の体力

では差が出てしまう。国の責任で行うべきである。特別支援学級の1学級の定員が8人は多すぎる。学年が違くと対応が難しい。定員を下げることは要望している。これらは共通するものでした。▼教育長や町教委の方の言葉で印象に残ったものがあります。「国がすべきことを自治体がしている」、「日本のどこへ行っても同じなのが義務教育」。「今日の要領書の内容を県にもしっかり要求してもらいたい」。私たちが同じ思いです。▼先生が足りない、それを校長が探すのはおかしい。その通りです。8月27日に出された中教審答申は、「質の高い教師の確保」と言いながら地方の教委、現場の教員の声にこたえていません。教育予算増、教職員の基礎定数の改善を求めます。

本来は国の責任

人事院
勧告

月例給2.76%、一時金0.1月分引き上げ

全世代引き上げ・再任用職員の手当拡大

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1% [+23,800円])

【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8% [+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

人事院ホームページより https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku/archive/r6/r6_top.html

初任給の大幅引き上げ

職種別民間給与実態調査の結果にもとづき、今年4月における官民較差は、民間給与が国家公務員給与を1万1183円(2.76%)上回っており、初任給については高卒2万1400円(12.8%)、大卒2万3800円(12.1%)引き上げました。人材確保の観点等も踏まえ若年層(概ね30歳代後半まで)に重点を置きながら、再任用職員をふくむすべての号俸にわたる俸給表の改定を勧告しました。

官民較差の率2.76%は32年ぶり、額1万1183円は33年ぶりの高水準となっていますが、若年層へ傾斜した配分のため、高齢層の賃上げは生活改善につながる十分な引き上げにはなっていません。

一時金は4.5月から4.6月へ

一時金については、昨年8月から今年7月前の民間給与の支給割合が4.60月分であるとして、現在の4.50月分を0.10月分引き上げました。引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

2024年→2025年度(6月期、12月期とも)

期末手当 1.225月→1.250月 勤勉手当 1.025月→1.050月

再任用者については、2.35月分から2.40月分への引き上げとしています。

2024年→2025年度(6月期、12月期とも)

期末手当 0.6875月→0.7000月 勤勉手当 0.4875月→0.5000月

再任用職員への手当支給の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給するとなりました。

支給されるのは、住居手当、寒冷地手当、地域手当の異動保障等、特勤手当となっています。また、支給額は一般職員と同様としています。

再任用職員は大きく増加しています。しかし、一時金の支給月数をはじめ、常勤職員との不合理な格差があります。再任用制度の抜本的な改善も必要です。

配偶者扶養手当の廃止

配偶者に係わる扶養手当6500円を廃止し、子に係わる手当を1万円から1万3000円引き上げました。配偶者に手当の廃止及び子に係わる手当の増額とも2年間で、段階的に実施します。

この措置によって、2026年度からは配偶者と子2人の世帯でも支給額は現行の2万6500円から2万6000円となり、月額500円のマイナスです。結局、子に係わる経費の充実にもつながっていません。

子の看護休暇取得事由拡大

子の看護休暇の取得事由に、子の行事参加、感染症拡大に伴う学級閉鎖等にも利用できるよう取得事由が拡大されます。

人事院勧告は国家公務員に関する勧告、
県費職員には県人事委員会が10月に勧告

